

田原市児童発達支援事業給食費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業所（以下「児童発達支援事業所」という。）のサービスを受けている児童の保護者に対し、児童発達支援事業所において児童に提供される給食及びおやつの費用（以下「給食費等」という。）に関し、田原市児童発達支援事業給食費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、障害児が属する世帯の負担を軽減し、福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、現に市内に居住し、市外の児童発達支援事業所からサービスを受けている児童の保護者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、給食費等として補助対象者が負担した経費とする。

(補助金額)

第4条 1日ごとの交付すべき補助金の額（以下「補助金額」という。）は、別表に定める額とする。ただし、給食費等の実費がこれに満たない場合は、当該実費相当額によるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、4月分から9月分までの給食費等に係るものにあつては10月31日までに、10月分から3月分までの給食費等に係るものにあつては3月31日までに田原市児童

発達支援事業給食費等補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請書等には、給食費等負担額一覧表（様式第2号）又はこれに準じた書類その他必要な書類を添付しなければならない。

（交付決定及び確定通知）

第6条 市長は、申請書等を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び補助金額を確定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定及び補助金額の確定をしたときは、田原市児童発達支援事業給食費等補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号。以下「通知書」という。）により、申請書等を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 通知書を受けた申請者は、速やかに田原市児童発達支援事業給食費等補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求書を受けたときは、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令、例規及びこの要綱に違反したとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

世帯の市町村民税所得割額	児童発達支援事業所を利用する児童の区分			
	3歳未満児	3歳児から5歳児まで	児童福祉施設を利用する小学校就学前の児童から数えて2人目以降の3歳未満児	18歳未満の児童から数えて3人目以降
(1) 非課税世帯	給食180円 おやつ50円			
(2) 57,700円未満	—	給食180円 おやつ50円		
(3) 77,101円未満 かつひとり親世帯（前号に該当する場合を除く。）	—	給食180円 おやつ50円		
(4) 前3号に該当しない世帯	—			給食180円 おやつ50円

備考

- 1 世帯の市町村民税所得割額は、当該年度の4月から8月までの給食費等については前年度の課税額によるものとし、9月から翌年3月までの給食費等については当該年度の課税額によるものとする。
- 2 児童発達支援事業所を利用する児童が複数の区分に該当する場合は、補助金額が有利な金額を適用する。
- 3 この表における児童の年齢計算については、児童発達支援を利用した日の属する年度の初日（4月1日）の前日を基準日として行う。

様式第1号（第5条関係）

田原市児童発達支援事業給食費等補助金交付申請書兼実績報告書

（ 年 月分から 月分まで）

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住 所
氏 名

年 月分から 月分までの田原市児童発達支援事業給食費等補助金の交付を受けたいので、田原市児童発達支援事業給食費等補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請及び実績の報告をします。

記

1 交付申請額兼実績報告額 金 _____ 円

2 額の内訳

別紙のとおり。

3 添付書類

その他関係書類

田原市児童発達支援事業給食費等補助金交付申請をするにあたり、世帯の課税状況について確認されることを承諾します。

氏名 _____

給食費等負担額一覧表

		単価	提供日数	支払額
月分	給食	円	日	円
	おやつ	円	日	円
月分	給食	円	日	円
	おやつ	円	日	円
月分	給食	円	日	円
	おやつ	円	日	円
月分	給食	円	日	円
	おやつ	円	日	円
月分	給食	円	日	円
	おやつ	円	日	円
月分	給食	円	日	円
	おやつ	円	日	円
合 計				円

様式第4号（第7条関係）

田原市児童発達支援事業給食費等補助金交付請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住 所
氏 名

田原市児童発達支援事業給食費等補助金交付要綱第7条第1項の規定により、
下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先口座

振込先 金融機関	銀行・組合 金庫・農協	本店・支店 支所・出張所
フリガナ		
口座名義人		
口座番号	1 普通 2 当座	